

九州大学センター群協議会規則

平成16年度九大規則第30号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和6年3月28日
(令和5年度九大規則第40号)

(設置)

第1条 九州大学に、センター群協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、学内の教育研究組織の一体的な運営を機能的に行うため、次条に規定する学内共同教育研究センター（以下「センター」という。）間の連絡調整を図り、全学の管理運営等に関する事項について協議することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げるセンターの長及び当該センター所属の教授並びに第1号から第12号までのセンターを担当する教授をもって構成する。

- (1) 実験生物環境制御センター
- (2) 熱帯農学研究センター
- (3) アイソトープ統合安全管理センター
- (4) 中央分析センター
- (5) 留学生センター
- (6) 総合研究博物館
- (7) システムL S I 研究センター
- (8) 国際宇宙惑星環境研究センター
- (9) 韓国研究センター
- (10) 医療系統合教育研究センター
- (11) 超伝導システム科学研究センター
- (12) 未来デザイン学デザインセンター
- (13) 環境安全センター
- (14) 大学文書館
- (15) ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター
- (16) 水素エネルギー国際研究センター
- (17) 未来化学創造センター

2 協議会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(議長及び副議長)

第4条 協議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、協議会の構成員のうちから協議会の推薦により、総長が任命する。
- 3 副議長は、協議会の構成員の互選により定める。
- 4 議長は、協議会を主宰する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、議長の職にある者が所属又は担当する施設の事務を処理する事務部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される協議会の議長及び副議長は、この規則に基づき選考されたものとみなす。
 - 附 則（平成16年度九大規則第197号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年度九大規則第18号）
この規則は、平成18年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年度九大規則第85号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成20年度九大規則第57号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年度九大規則第125号）
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される議長及び互選される副議長の任期は、第4条第6項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
 - 附 則（平成23年度九大規則第30号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第90号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第91号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第22号）
この規則は、平成28年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第73号）
この規則は、平成29年1月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年度九大規則第48号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年度九大規則第78号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年度九大規則第40号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。